

岡山大学病院利用約款

令和 8 年 8 月 1 日
病 院 長 裁 定

当院では、病院利用約款として、すべての患者、患者家族、および面会者に対し、当院を安全かつ快適に利用するために守ってほしいルールを定めています。

本約款をお守りいただけない方には、万一不利益が生じても当院に故意または重大な過失がない限り責任を負いません。また、やむを得ず、診療診察、ご来院または院内施設のご利用をお断り申し上げることもあります。

第 1 はじめに

(適用範囲)

第 1 条

- 1 当院を利用するにあたり、あらかじめご理解いただきたいことはこの約款に定めるものとし、この約款に定めのない事項に関しては、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 法令および慣習に反しない範囲で、当院が特別に定めた特約に患者が応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。
- 3 この約款に記載のある「患者」については、必要に応じて「家族または法的に認められた代理人」と読み替えて適用いたします。

(当院の利用について)

第 2 条

- 1 当院の診療では、患者の訴えに基づき、あるいは紹介状に記載された依頼事項に基づいて診療を行います。
当院での診療にあたって、患者は、ご自身の健康状態に関する情報、身体的精神的状態やその変化を、できる限り正確かつ速やかに提供してください。
情報が正確に提供されなかった場合、その後の診療に関してご期待に沿えないことがあります。また、情報が正確に提供されなかった場合には、損害の補償をしないことがあります。
- 2 当院は患者に対し、診療方針等の説明と情報提供を行います。患者は説明と情報提供を受けた上で、診療方針等を自らの意思で選択することができます。
治療に当たっては、医療者だけでなく、患者自身による協力が不可欠です。外来または入院担当医が患者と合意した診療目標を達成するために、当院は誠実に努力いたしますので、診療にご協力ください。
- 3 前項の説明にあたり、当院での同意説明は原則として平日営業時間内（外来診療時間）に行います。夜間・休日における説明の求めには緊急の場合を除き、原則として対応いたしかねます。
- 4 当院での診療、治療、療養にあたっては、医師・歯科医師・看護師をはじめとした当

院職員の指示に従ってください。

- 5 当院は特定機能病院であり、地域の中核拠点病院です。当院での急性期の診療・治療が終了し、他院での外来通院や入院治療での治療が必要な場合には、紹介元の病院や地域の病院等への転院をお願いすることがあります。
- 6 事務手続き上の不都合はないように努力いたしますが、当院の性質上、多数の方や救急患者への対応等のために、待ち時間等を長く頂くなど、ご不便をおかけすることがあります。あらかじめご容赦いただくとともに、受診にはお時間に余裕を持ってお越しください。長く待たされている等お気付きの点がありましたら、近くの病院職員にお声掛けください。

(医療安全)

第3条

- 1 病院内では、皆様のプライバシーへ配慮しつつ、安全な医療を提供する体制構築を目指しています。安全の第一歩として、人違いを防止するため、外来診療・入院治療を問わず、都度、ご氏名をフルネームで名乗って頂く運用としております。ご協力ください。
- 2 食物、薬、金属、ゴムなどに対するアレルギーを持っている場合は、事前に適宜の方法でお知らせください。
- 3 病院内では感染のリスクがあります。院内感染対策に協力してください。咳、くしゃみをする際は口、鼻をハンカチやマスクで覆ってください。小児の来院は、必要のない限り、なるべくお控えください。

(診療目標に向けての努力義務と責任)

第4条

- 1 外来または入院中の担当医が患者と合意した診療目標を達成するために、当院は誠実に努力いたします。しかしながら現代の医学でも、病状や人の生死は自由になるものではありません。また、多くの医療行為は、身体に対する侵襲を伴いますし、強力な薬や検査・治療には一定の確率で副作用（薬の本来の目的とは異なる、有害で好ましくない作用）や合併症（医療行為に際して二次的に発生し、患者に影響を及ぼす好ましくない事象）が生じることもわかっていますが、そのリスクを完全に回避することはできません。
- 2 診療や治療に当たっては、治療の概要や効果だけでなく、治療に伴い発生する合併症等についても説明します。医療行為を受けるか否かを自主的に選択していただくために、個々の患者の病状・属性や医学的見地に基づき、発生頻度や重要度の高いものを中心に説明しますので、ご自身の疾患や治療に対する理解を深める一助にしてください。また、必要に応じて、個別にご質問をお受けします。
- 3 副作用や合併症で苦しむことになった場合、当院は、それらを診断して治療します。保険診療内の副作用や合併症に対する診療は、原則として健康保険を用いて行い、当該の診療費用を請求いたします。休業への補償などへの金銭対応はいたしかねます。
- 4 当院の診療に過失があった場合には、過失に起因する診療費用については請求しません。また、当院における診療行為についての過失の有無およびその内容については、客

観的事実等を踏まえ、医学的知見および法令等に基づき、総合的に判断されます。当院の過失ある診療により身体損害（後遺障害等）が発生し、当該過失と損害との間に相当因果関係が認められる場合には、法令等および社会通念に照らし、適切な手続および協議を踏まえたうえで、その範囲内で損害の補償を含めた対応を行います。

- 5 当院では包括同意事項が定められています。円滑な診療を進めるためにもご理解ください。なお、生命・重大後遺症リスクを伴う侵襲度の高い手技・手術、臨床研究、自由診療、身体拘束や倫理的配慮が必要な事象については個別説明のうえ同意取得を行います。なお、同意項目の一部または全部について、いつでも拒否または撤回することができます。
- 6 個人情報および診療情報の取扱いについては、個人情報保護法等の関係法令、別規定および当院の包括同意に基づき適切に管理・利用されます。なお、診療情報や検体は、医学の発展および医療の質向上のために研究に利用されることがあります。その際は、法令および倫理指針に基づき適切に実施し、必要に応じて患者の同意取得または拒否の機会を提供します。
- 7 当院の診療は、上記のような医療の特性を踏まえ、事前に十分な説明を行い、ご理解・ご同意をいただいたうえで進めてまいります。医療の性質上、あらかじめ説明した内容に基づき診療を行いますが、結果について確実性を保証するものではありません。そのため、診療内容や経過についてご不明な点やご不安な点がある場合には、いつでも医療者へご相談ください。同意された内容については、診療の進行中であっても撤回することができます（ただし、診療の実施に影響が生じる場合があります）。また、セカンドオピニオンについても対応しておりますので、ご希望の際はお申し出ください。
- 8 当院では、多職種によるチーム医療体制のもとで診療を行っております。原則として、特定の医療者の指名はお受けしていません。なお、診療の継続性や専門性への配慮、その他やむを得ない事情がある場合には、医療提供体制上の判断により担当医を調整することがあります。各専門職が連携し、責任をもって診療にあたりますので、ご理解ください。

（入院や外来受診できない場合）

第5条

- 1 当院は、疾病、心身の障害、健康の増進などのために、すべての方に開かれた病院です。しかし、次に該当する場合には、やむなく入院や外来受診をお断り、あるいは退院または施設外に退去していただくことがございます。
 - ア 当院職員等（当院での実習等を行う医療系学生等を含む。以下同じ）もしくは他の患者に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当な行為の要求等を行い、あるいは医学的に合理的な範囲を超えた行為を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - イ 天災、当院設備の故障、その他やむを得ない事由により入院の目的が達成できない、または達成できない可能性が相当程度に高いとき。
 - ウ その他、別途定めるハラスメント関連内規に関する事や医療の提供に重大な支障を及ぼすおそれがあると病院長等が判断したとき。

(当院での規律・禁止事項)

第6条

- 1 当院は、疾病、心身の障害、健康の増進などのために、すべての方に開かれた病院です。快適な医療環境の維持にご協力頂くとともに、他の患者の迷惑にならないよう、一人一人がマナーを守った行動と、節度ある態度で、外来診療並びに入院生活を送ってください。
- 2 当院での治療に当たっては、次の事項を禁止とします。次の事項に違反した場合、診療全般をお断りし、あるいは退院または施設外に退去して頂くことがございます。また、場合によっては損害の賠償を請求させていただくことがございます。
 - ア 飲酒・喫煙行為（建物内外を問わず、病院敷地内は全て禁煙禁酒です。電子たばこ・携帯シーシャ等喫煙器具、ノンアルコール飲料全般を含む）
 - イ 当院職員等もしくは他の患者に対する暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当な行為の要求等
 - ウ 解決しがたい要求の繰り返し行為等を行い、病院職員の業務に支障をきたすこと（例：必要限度を超えて面会や電話等を強要する行為等）
 - エ 当院職員等もしくは他の患者に対する淫らな行為、セクシュアルハラスメント行為
 - オ カメラ・スマートフォン等の媒体を問わず、当院の許可なく行う録画・撮影・録音行為、盗撮行為、並びに当院職員や他の患者の権利・名誉を侵害し、または診療の円滑な実施を妨げるおそれのある言動（誹謗中傷を含む）およびこれらに関する SNS 等への投稿
 - カ 他病棟や他病室へのみだりな出入り、他の患者への迷惑行為
 - キ 患者同士による売買行為や勧誘行為
 - ク 無断での外出・外泊
 - ケ 医療器具・病院設備の故意または重過失による破損・改造等
 - コ 当院職員等の業務を不当に妨げる行為（当院職員等の指示に従わない行為を含む）
 - サ 本学ならびに当院が定めるハラスメント行為
 - シ その他社会通念上不当な行為
- 3 上項に該当しないが類似する新たな迷惑行為については、当院が受診継続・法的対応判断を病院長等によって行うものとします。
- 4 前項に定める禁止事項に違反した場合や、医師や病院に対する著しい迷惑行為が行われ、当院から警告書（イエローカード）による通知を行ったにもかかわらず、当院と継続治療を行うために必要な医師と患者の信頼関係を築くことはできないと病院長等が判断した場合は、退院指示並びに診療契約の解除（レッドカード）を行います。
- 5 本条に定める禁止事項は、患者本人のみならず、患者家族その他関係者による行為についても適用されるものとします。これらの行為により当院の診療体制に支障が生じる場合には、必要な対応を行うことがあります。

(診療費用、補助制度など)

第7条

- 1 当院は、原則として、保険診療を行っていますので、受診するときは必ず保険証・受給資格証等をご持参ください。ご持参がない場合、診療費は全額自己負担となります。
- 2 入院中には、月が変わる度に保険証等の確認を行っています。
- 3 保険証・受給資格者証が入院中に変更となった場合は、必ず入退院受付にお知らせください。また、外来診療中に保険証が変更になった場合は、再診受付にお知らせください。連絡がない場合は、全額自己負担になることがあります。
- 4 入院中に、保険扱いによる他の医療機関受診（薬の処方も含みます）はできません。入院中に他院の予約が重なっている場合は、当院医師や看護師にお知らせください。
- 5 自己都合による入院キャンセルや治療キャンセルは可能ですが、当院が医療準備に必要であった費用等について、別途規定により後日請求させていただく場合があります。

（料金の請求・支払い・督促）

第8条

1 入院費について

ア 入院手続時には、原則として、所定の入院預り金のお支払いをいただくか、クレジットカード支払申込書の記入をお願いしています。

イ 具体的な手続等については、入院のしよりの該当箇所をご確認頂いた上で、入退院受付にお問い合わせください。

ウ 入院費は午前0時を過ぎると入院としてカウントされます。退院の際は退院当日（土日祝日除く）、病院を退去する前に入院費をお支払いください。

2 外来診療費について

診療当日（土日祝日除く）に、当院の指定する方法によりお支払いください。

- 3 指定の期日までに医療費が支払われない場合は、督促状を送付いたします。再三にわたり督促しても合理的な説明が無く支払いがない場合は、緊急性がない場合に限り、診療継続が困難と判断し、診療拒否を含めたあらゆる法的対応を検討します。

（お車での来院について）

第9条

- 1 当院の駐車場は当院利用者に対し、有償にて場所をお貸ししているものです。駐車スペースには数に限りがありますので、来院の際はできる限り公共交通機関をご利用ください。また、周辺のコインパーキング等へ駐車した場合に、当院で割引等の対応はできません。

- 2 当院では、利用者の車両の管理責任まで負うものではありませんので、当院が関係しない、盗難・事故、その他不利益を被った事象に対する責任は、当院に故意または重大な過失がない限り責任を負いません。

- 3 入院期間中の駐車は禁止しています。入院患者であっても有償であり、高額となる場合があります。

（患者相談・診断書など）

第10条

- 1 患者の病状に関する外部からの問い合わせに対しては、法令に定める場合によるものを除き、お答えしません。
- 2 退院後の生活や経済的な心配ごと、福祉制度などについては、総合患者支援センターに相談してください。
- 3 患者および家族等の意見、苦情、その他不明の点がございましたら総合患者支援センターでお受けいたします。
- 4 病院職員に対する謝礼等の心遣いは、お断りいたします。

(救急受診)

第11条

- 1 病状に急変が生じた場合、緊急性、重症度および当院の使命を勘案して、次のように取り扱うことを原則とします。
 - ア 入院患者の急変対応では、当院内で可能な対応を最大限行います。
 - イ 外来通院患者（再来中、または当院IDを有している患者）は、極力受け入れる方針で努力します。
 - ウ 当院初診の患者には、院内外の諸状況を勘案して、適切に対応いたします。

第2 入院について

(入院の申し込み)

第12条

- 1 入院は、外来担当医の許可のもとに患者が申し込み、当該患者に適した病室があるときに、患者が入院手続きを完了して入院することにより成立するものとします。
- 2 入院期間(退院の日時)は、入院担当医が定めるものとします。
- 3 診療科(外来)で入院の予約をされた方には、後日、当院より適宜の方法で入院日を連絡いたします。入院予定日が決定された場合にも、後日、当院の都合により変更になる場合があります。なお、万一連絡がない場合は、所定の連絡先にご連絡ください。
- 4 具体的な入院手続や携行品、提出書類等については、当院の「入院のしおり」及び当院の指示に従ってください。
- 5 全ての方に対し、入院保証書の提出が必要になります。
- 6 当院での入院にあたって不明なことは、入院前サポート室並びに入退院受付にてご相談ください。

(入院情報)

第13条

- 1 当院は、特定の方の入院・在室の有無について、電話または口頭により問い合わせを受けた場合であっても、お答えいたしません。
- 2 犯罪捜査、集団感染、感染症法に基づく疾患の届出、災害被災状況の把握など公益が個人の利害を上回ると病院長が判断した場合や、法令に基づく開示の要請があった場合には、前項の規定にかかわらず、患者の個人情報が必要な範囲に限り、公的機関等を開示することがあります。なお、開示した場合は、支障がない限り、開示した事実を当人

にお伝えすることを原則としています。

(退院の自由および制約)

第14条

- 1 第12条の取り決めにより、入院担当医が入院期間(退院日時)を決定します。
- 2 前項の規定に拘わらず、入院患者は、当院のすべての診療を拒否することを宣言した後に、当院を退院することができます。この場合、当院は当該患者のその後の病状に関する責任を負いません。
- 3 感染症の予防など、公共の利益のために、退院が制限されることがあります。その強制力および違反の際の罰則はすべて法令によります。また、精神保健福祉法に基づく入院については同法に基づき実施されます。

(入院における医療安全)

第15条

- 1 入院中は必ずネームバンドを装着してください。ネームバンドは、検査・治療(点滴や輸血等含む)を行う際の指示内容との照合等に用いますので、入院中は外さないようにしてください。名乗り確認や処方確認などにもご協力ください。
- 2 転倒・転落を防止するにはご自身で注意していただくことが少なくありません。スリッパは滑りやすいため使わず、靴などを用意してゆっくり移動してください。
- 3 診療を安全に行う目的で、身体を拘束する場合があります。そのときは、説明しますので納得できましたら同意書に署名してください。
- 4 食物、薬、金属、ゴムなどに対するアレルギーを持っている場合は、事前に適宜の方法でお知らせください。
- 5 病院内では感染のリスクがあります。院内感染対策に協力してください。咳、くしゃみをする際は口、鼻をハンカチやマスクで覆ってください。乳幼児・小児の来院は、必要のない限り、なるべくお控えください。そのほか、看護師の指示に従ってください。

(入院のルールおよびその遵守)

第16条

- 1 他の入院患者の迷惑にならないようマナーを守った行動と、節度ある態度で療養生活を送ってください。
- 2 病院敷地内は、全て禁煙(電子たばこ・携帯シーシャ等喫煙器具全般を含む)です。
- 3 飲酒(ノンアルコール飲料を含む)、暴力行為、大声、暴言または脅迫的言動等は固く禁じます。本約款に記載する禁止事項に違反した場合、即時、退院していただくことがあります。
- 4 大部屋では、テレビやラジオなどの音が他の人の迷惑にならないように使用してください。
- 5 消灯時間は22時00分とします。消灯後に、テレビやラジオなどを使用しないでください。なお、大部屋などで他患者の治療に必要な場合は臨時点灯します事をご了承ください。

- 6 携帯電話は、マナーモードにした上、指定された場所で使用してください。多床室（2人部屋～4人部屋）での通話は禁止しています。
- 7 院内における写真撮影、録音および動画撮影、またそれらをインターネットやSNS等に投稿する行為は固く禁じます。
- 8 院内における売買行為や宣伝・勧誘行為等は固く禁じます。
- 9 電気器具の持ち込みは原則として禁止します。事情がある場合は看護師にご相談ください。
- 10 ノートパソコン等の入院棟での利用は可能です。Wi-Fiは院内Wi-Fiサービス（有料）をご利用ください。
- 11 病室内で暖房や炊事などの火気、アイロン、キャンドル、アロマ香等は禁止します。
- 12 病室内の備品を移動したり持ち出したり、病室内に造作を施し、あるいは改造はしないでください。
- 13 機器設備・建物設備等を故意または過失により破損した場合は、弁償していただきます。
- 14 各病棟で定めた決まりがある場合は、それを遵守してください。

（外泊および外出）

第17条

- 1 入院中の外出および外泊は、その事由にかかわらず、患者が申し込み、医師が承認して外出または外泊したときに成立するものとします。
- 2 無断での外出・外泊（前項に規定する手続を行っていないもの）は固く禁じます。無断外出・外泊が確認された場合、退院していただくことがあります。
- 3 外出、外泊中は、医師の療養指示を遵守し、体調に気をつけてお過ごしください。疾病や疾患が完治したものではありませんので、見込みに反して病状が変化した場合は、当院に連絡した上ですみやかに帰院してください。
- 4 無断外出・無断外泊時に発生したトラブルについて、当院に安全管理上の重大な過失がない限り、当院は責任を負いません。

（食事）

第18条

- 1 食事は、病状・病態、体格等に応じ、医師等の指示に基づき病院が用意します。
- 2 食事の時間は、朝食：8時00分、昼食：12時15分、夕食：18時00分を目安とします。治療上の必要に応じて、食事時間が変わることがあります。
- 3 治療上の理由により変更・選択ができない場合を除いて、自己負担額を追加することにより、パン食やめん食等への変更をすることができます。詳細は「入院のしおり」をご確認ください。なお、治療費について自己負担のない方も、選択食にした場合、追加料金が必要です。
- 4 食物アレルギーや宗教を始めとする思想・信条の理由から禁止食品がある場合は、当院からお渡しする食事に関する問診書に記載し、事前にお知らせください。当院で可能な対応方法について説明の上、管理栄養士が聞き取り調査を行います。

- 5 嗜好上の理由での禁止食品については、対応できないことがあります。
- 6 飲食物の持ち込みは、院内感染や害虫の発生または他の入院患者に対する迷惑になりますので、控えてください。とくに生ものは、食中毒などの感染のおそれがありますので、持ち込まないでください。
- 7 飲食物の宅配（デリバリー）はお断りしております。

（付添）

第19条

- 1 付き添いは原則として必要ありません。ただし、医師または歯科医がやむを得ないと認めた場合には、在院家族として許可しますので、適宜の方法により手続を行ってください。
- 2 小児患者に付き添うご家族等の有料宿泊施設がありますので、必要がある場合、おたずねください。
- 3 寝具などは有料貸し出しがあります。食事は各自ご用意ください（保安上デリバリー不可）。なお、飲酒・喫煙は禁止です。発見した場合は、付き添い許可を取り消します。
- 4 付添時に発生したトラブルについて、当院に安全管理上の重大な過失がない限り、当院は責任を負いません。

（個室・差額室）

第20条

- 1 個室または差額室を希望する場合は、事前に担当医または看護師長に相談してください。ただし、病室の利用状況・入院患者の状況により、ご希望に応じられない場合があります事をご了承ください。
- 2 差額室の特別料金には健康保険が適用されないため、全額負担になることにご注意ください。料金は別紙をご覧ください。

（面会）

第21条

- 1 当院では、様々な感染症による集団感染を防止並びに防犯上の理由から、入院患者への面会を管理しています。具体的な面会については、各病棟の指示に従ってください。
- 2 面会時間は、13時から19時までの間です。ただし、急を要する場合であって、当該入院患者の担当医師等が相当と認めるときはこの限りではありません。
- 3 面会においては、患者が療養中であることをご理解の上、患者に負担のない面会に努めてください。一度に大人数での来院・面会や長時間の面会、別途定めのある年齢未満の方の面会は、いずれも控えてください。また、他の入院患者の迷惑にならないよう、静かに、できるだけ短時間で行うようにしてください。
- 4 患者の病状によっては、面会をお断りすることがあります。
- 5 当院での施設管理の観点から、面会時間であっても、面会が制限されることがあります。

- 6 面会者による、病室内での飲食は、固くお断りいたします。
- 7 感染予防のため、面会時は、マスクの着用と手指消毒または手洗いを十分に行ってください。また、発熱、咳、鼻汁、のどの痛み、下痢など感染の可能性のある方は、面会をお控えください。
- 8 感染防止のため、食中毒を起こしやすい飲食物（生卵、刺身など）、お見舞い用の花（生花、鉢植え、ドライフラワー）の入院棟への持ち込みはご遠慮ください。
- 9 感染症法による行政処置が発令された場合は、別途制限がかかりますことをご了承ください。

（防災）

第22条

- 1 各階に非常口の平面図があります。可能な限り、入院初日に確認してください。
- 2 非常時には、医師・看護師・病院職員が誘導しますので、その指示に従って、落ち着いて行動してください。
- 3 非常時には、エレベーターが停止することがありますので、エレベーターは絶対に使用しないでください。
- 4 火災を発見した場合は直ちに非常ベルを押すか病院職員にお知らせください。
- 5 不審者を見かけた場合、または不審物を発見した場合は、病院職員にお知らせください。
- 6 日中は防犯担当職員が院内巡視を行います。
- 7 当院が設置する防犯カメラ等は、当院の施設管理や防犯の目的で設置しているものであり、患者への任意での開示は行っておりません。
- 8 当院は、災害拠点病院に指定されているため、災害発生時は病床使用の適応・基準を変更し、入院の継続に関して次のご協力をお願いすることがございます。
ア 集中治療室から一般病棟への移動または転院
イ 一般病棟から転院または自宅退院
ウ 予定入院／検査／処置／手術の延期

（身の回り品・預託物の取り扱い）

第23条

- 1 身の回り品については、次項物品含め自己責任での管理をお願いします。当院では、当院の管理に重大な過失がない限り責任を負いません。
- 2 盗難防止のため、貴重品（有価物）、多額の現金の持込みはご遠慮ください。
- 3 床頭台内のセーフティボックスを使用する場合は、必ず鍵を掛けて保管してください。また、使用に際しては当院の責務の範囲は前二項に準じます。
- 4 当院において、患者の私物等の預かりは行っておりません。
ただし、病状の急変等で病棟を緊急に移動しなければならないことが起こった場合等で、患者私物等の引き取りがないときは、所定の場所に置くこととします。その際、滅失、毀損の損害が発生した場合、当院に重大な過失がない限り責任を負いません。

第3 外来診療

(外来診療)

第24条

- 1 外来診療では、患者の訴えに基づき、あるいは紹介状に記載された依頼事項に基づいて診療を行います。
- 2 当院は特定機能病院であり、健康診断は主たる業務ではありません。
- 3 患者は他の医療機関の医師に意見（セカンドオピニオン）を求めることができます。
- 4 外来診察時間外については対応いたしかねます。
- 5 当院はチーム医療制ですので、担当医の指名はできません。

第4 その他

(教育・研究病院)

第25条

- 1 当院は、教育・研究病院として医療専門職の教育や新しい医療の研究・開発を行っております。
- 2 当院では、高度な医療を行うと同時に、教育機関として医療系学生等への臨床教育を行っております。臨床教育は、将来、患者へよりよい医療を提供するために必要不可欠なものです。当院での医療人育成の必要性和使命についてご理解いただき、病院実習へのご協力をお願いいたします。また、医療系学生等の実習や研修等について、ご不安な点やご要望がある場合は、いつでも担当医師・看護師・薬剤師等へおたずねください。
- 3 診療上必要な記録としての撮影は、別途定める包括同意に基づき実施されます。また、教育・研究のため、患者の同意を得て、治療または検査の様子や流れを撮影することがあります。
- 4 なお、教育・研究への参加については、説明を受けた上で拒否または同意撤回をすることができます。

(国際化への対応)

第26条

- 1 外国籍の患者も日本国籍の患者と同様に、この約款に同意して頂いた上で受診できます。

(院内通行の原則)

第27条

- 1 院内での通行は、高齢の方や身体の不自由な方を優先いたします。また、原則として、右側通行といたします。

(事務)

第28条

- 1 この約款に関する事務は、医事企画課において取り扱います。

附 則

この約款は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。